

このチラシの配布をお手伝いいただける方を募集しています。少しでもけっこうですのでご連絡ください！

議会報告 No.11 / 平成 18 年 6 月定例議会 / H18.9.30

こんにちは！

印西市議会議員 **ますだようこ** です

(会派 市民自治ネットワーク/無所属)

〒 270-1347 印西市内野 2-1-6-202 Tel&Fax 46-6809



朝夕の空気に秋の深まりが感じられるこの頃ですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。6 月定例議会が終わってうかうかとしている間に、時ならぬ県議会議員の補欠選挙で、ぐんじとしのりさんの選挙応援に忙殺されてしまい、ご報告がたいへん遅くなりました。すでに 9 月の定例議会が 9 月 7 日から始まり、今さらというお叱りを受けそうですが、議案と一般質問の概要をご報告いたします。

6 月定例議会の議案

6 月定例議会は、審議が紛糾するような議案もなく、市から提出された議案はすべて可決成立しました。内容は以下のとおりです。

- * * *
- ①専決処分の承認 5 件
 - ・地方税法等の改正に伴う市税条例、都市計画法税条例、国保税条例の改正の承認
 - ・公用車の事故の損害賠償額の承認 (2 件)
- ②条例の制定 2 件
 - ・国民保護協議会条例など
- ③条例の改正 1 件
 - ・給与条例の改正 (国民保護法の制定により職員の手当に「武力攻撃災害等派遣手当」を追加するもの)
- ④補正予算 (一般会計) 1 件
- ⑤契約の締結 1 件
 - ・N T 中央駅北口の駐輪場建設工事 (一般競争入札、3 億 2,445 万円で㈱大松建設が落札)
- ⑥繰越明許費繰越計算書の報告 2 件
- ⑦人事の同意 (人権擁護委員の再任) 1 件

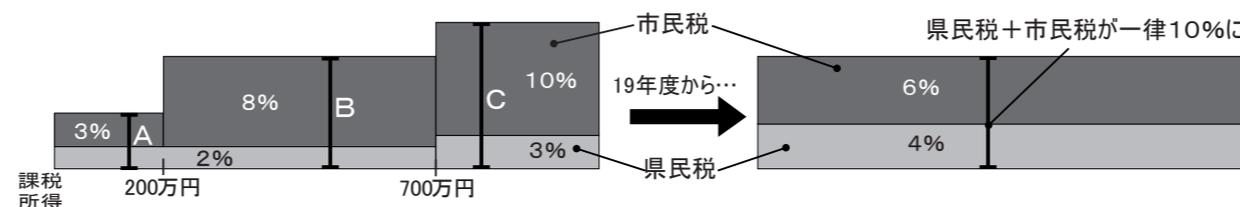
- ⑧発議案 (意見書の送付) 1 件
 - ・「保健医療計画における基準病床数の印西市への配分を求める意見書」を千葉県知事に送付
- ⑨請願 2 件
 - ・印旛高校存続を求める請願 (不採択)
 - ・保育園の保育時間延長及び病後児保育サービスの設立 (継続審査)

6 月ギカイの風物詩

①の「専決処分の承認」とは、本来は議会が決めるべき条例の改正などを、「急を要して議会を招集する間がなかった」から、市長が「一人で決めた」ので承認してほしい、という議案です。

6 月議会には毎年のように、3 月 31 日公布、4 月 1 日施行の地方税法の改正に伴い、同時に改正しなければならない市税条例の専決承認があり、ひそかな「風物詩」かも？と思っています。

すでに「広報いんざい」の 9/1 号にも掲載されていましたが、①で承認された市税条例の改正は、これまで 5%、10%、13%の 3 段階課税だった住民税が、「19 年度から 10%にフラット化」されるという大きな改正が含まれています (下図参照)。給料から税金が天引きされる方は、住民税の税率と言ってもあまり実感がありませんが、今回の税率の変更は、「三位一体の改革」の国から



地方への税源委譲によるものです。

印西市の各階層の納税者数は、下図の A 階層が 1 万 2,500 人、B が 9,800 人、C が 1,400 人で、A 層の納税者が多かったために、このフラット化によって約 3 億円の増収となる見込みです。

つまり、住民の所得が比較的高い (住民税の税収が多い) 自治体では一律して減収に、所得が比較的低い (住民税の税収が少ない) 自治体では増収になるということで、全国的に税源の偏りをならし、再配分が行われたということのようです。

* * *
国のパンフレットには、住民税を上げた分、所得税を下げるので、「個々の納税者の税負担が極力変らないよう配慮する」と書かれていますし、市の議会答弁も、「負担増にならないと聞いている」というものでした。実際のところは難解・複雑すぎてだれも分からないのかも……。本当に増税になっていないかどうか、お時間のある方はぜひ確認をしてみてください。

都市計画税をほり下げてみると…

①では、都市計画税条例の承認もありましたので、少し都市計画税についてほり下げてみます。

都市計画税は、都市計画法の「市街化区域」内に土地や家屋を所有している人に、固定資産税と一緒に課税されています (例外的に調整区域に課税される例もあるようです)。印西市内の市街化区域は、ニュータウン区域と木下駅、小林駅を中心とした住宅地などです。

都市計画税は「都市施設」の整備に使われる目

的税です。「都市施設」とは、通常、道路や交通機関の施設、公園、上下水道、電気・ガス施設、ごみ処理場などで、いわば「快適な都市生活を送るための施設」です。

法で定められた制限税率 (上限) は、0.3% ですが、その自治体の実態にあわせて、つまり、どのくらい都市施設を整備する必要があるかで、課税をするものでもないも、また税率も独自に設定できるようになっています。印西市は制限税率の 0.3% で、17 年度の決算では、7 億 7,310 万円 (税収の 7.2%) が計上されています。

ニュータウンという特別事情

通常は、いくら市街化区域内に建っていても、小中学校や保育園、消防署などは都市施設にあたらないので、それらの建設費に都市計画税が充当されることはありません。しかし、印西市の場合、ニュータウン事業そのものが「都市計画事業」なので、区域内に建てられた学校や保育園の償還金にも都市計画税が充当できるようになっています。

つまり、ニュータウンという特別事情で、通常よりも余分に「都市施設」を抱えていることとなります。現在、市全体で都市計画税が充当できる事業は 13 億 5 千万円もあり、現在の収税額の 2 倍近くになります。「税率を下げるなんてとんでもない」という感じだろうと思います。

しかし、ニュータウンという高規格な都市施設をもつ区域に住む者はしかたないとして (そんな特別事情を知らずに引っ越してきましたが)、ニュータウン以外の市街化区域も同じでよいのだろうか、と個人的には思います。

NTはこれでも評価が低い

質疑のなかで、市内の各市街化区域の平均的な固定資産評価額が明らかになりました。それによると、木下駅圏 = 6 万円 / m²、小林駅圏 = 5 万 2,000 円 / m²、N T 中央駅圏 = 6 万 4,000 円 / m²、

牧の原駅圏＝4万9,000円/m²。公正な手続きにのっとった評価とはいっても、今や開発めざましい牧の原よりも木下、小林の評価額が高いというのは、すっきりし



ないものを感じます。担当課長も、「ニュータウンの評価は低いという考えはもっている」と答弁していました。

地方税法の7条では、自治体は、「その一部(地域)に対して特に利益がある場合、不均一の課税をす

ることができる」と規定されています。ニュータウンの特別事情を考慮して、地域によって税率を変える必要があるかもしれないし、また、木下・小林駅圏の活性化の一環として、税額の軽減を、思い切って検討をしてみる必要があるかもしれませ

ん。
また、都市計画税は目的税ですので、本来は、どういふところに使っているのか市民にきちんと説明がほしいところです。積極的な情報の公開を望みます。

「適正な職員数とは？」をテーマに一般質問しました。

* 職員数は、適正化＝削減でいいんですか？

地方分権や市民参加の推進によって、市役所の仕事の質が変わってきています。「新たな仕事への対応がしたいけれど、とても手がまわらない」という職員の声もよく耳にします。

これからの時代、そんな状態で、印西市は本当に機能的な市役所になっていけるのでしょうか？ また、「働く人」のモチベーションは、市民サービスに直結する

たいへん大切な問題です。

印西市では、平成8年から職員数の「適正化計画」を策定していますが、この計画には、具体的に「何人が適正な状態」なのか明確な記述はなく、とにかく「削減すること」が「適正化」だという内容になっています。今の印西市の職員数はいったい何人が「適正」なのでしょう。

私の質問	市（市長）の回答
職員数の「適正化」とは何か。また「適正化」の目的は何か。	適正数は、業務を効率よく行っていくために「必要な人数」。また、目的は、まちづくりの「財源を確保するため、人件費の抑制を図る」こと。
目的が人件費の抑制であるならば、財政的見地から職員の適正数についてどのような検討をしているか。	人件費の抑制は数がすべてではないので、数の検討はしていないが、国から示される定員モデルや類似団体の職員数を参考にしている。

* 国のモデルが印西市の「必要な人数」ではないでしょうか？

「適正化」の目的は、財源を生み出すためとしながら、財政的に「適正数」を検討した形跡はありません。そもそも「必要な人数」の根拠は何なのでしょう？

国の「定員モデル」は必ずしも印西市の業務にとって「必要な人数」ではないはず。当然ながら、「業務量」が一番の問題です。

私の質問	市（市長）の回答
「必要な人数」は何人？ また、その根拠は？	「定員適正化計画」そのものが根拠。計画に示す職員が現時点での必要な人数
「必要な人数」の根拠は、「業務の量がどうなのか」が一番の問題。仕事は減るどころか増えているという声が多い。市長の実感としてはどうか？	住民の行政ニーズは、増大・多様化している。確実に業務量は増加している。
合併協議のときに、一度は事業を洗い出す作業をした。あの成果を生かして業務量を計算したか？	していない。
その作業がなくては、必要な人数も出せないはず。1800あるという事業ごとに業務量を割り出し、各事業の必要人員を積み上げていったらどうか。	そうした手法を取り入れなくてはならない状況だと認識はしている。

* 「ニーズの多様化」でかたづけたいですか？

一般的に業務量は、人口や財政規模ではかるものですが、数字には現れない仕事が増えています。市長がしみじみも答えた「ニーズの多様化」の一言で片付けられてしまう部分です。

以前ならば、国が示した形式を、そのとおりにやっていたらよかったものが、今はそうはいきません。市民のニーズに応じた幾通りもの対応が求められ、「国が決めたことです」で済んでいた説明も、自分たちなりの根拠と言葉で、市民にきちんと説明していかなければなりません。

* 「低賃金で長時間」いまのパート職員は都合がよすぎる存在

そうは言っても、国をあげての「公務員削減」のなか、正規職員を増やすことはそう簡単ではありません。適正化計画では、「適正化（削減）のもっとも有効な手法」として「非常勤職員の活用」を掲げています。

現実には、活用どころか「パート職員」さんたちの力を借りなくては市民サービスが滞ってしまいます。しかし、そもそも、「パート職員」さんたちは「地方

「ニーズが多様化」して「業務量が増えている」のに、職員数を削減して、市民サービスへの影響は本当に出していないのでしょうか。

ある保育園では、正規職員の人数が足りずに、一時期、非常勤保育士（パート職）がクラス担任をしていた例がありました。クラス担任という責任ある業務に、非常勤職員があたっているのでしょうか（能力の問題ではなく、責任に見合った待遇ではないからです）。こうした部分は、もっとも低下させてはいけない市民サービスです。

公務員」とよべる身分なのでしょう。

地方公務員とは、「地方公務員法」が適用される職員のことですが、実は同法には「非常勤職員」の明確な位置づけがありません。

印西市の非常勤職員はその「曖昧さ」を利用した、市にとってとても都合よい存在となっています。

私の質問	市の回答
現在、非常勤職員は何人いるのか？	今年の4月1日現在で273人。
非常勤職員は地方公務員とよんでいいのか？	よい。
市の規則では、非常勤職員は、常勤職員（正規職員）より「相当程度短い」時間勤務となっているが、基準は？	国の非常勤職員の勤務時間は、常勤職員の4分の3程度だが、近隣の自治体を参考に「相当程度短い」とした。
明確な基準をおかないと、安い賃金で限りなく常勤職員並みに働けるということになる。実態として常勤職員の勤務時間を超える非常勤職員がいるのでは？	いない。

「高校生のアルバイトのほうがまだまし！」という時給の職種もある現在の非常勤職員の待遇であるならば、常勤と非常勤の職務内容をきちんと厳格に分け、上記の保育園のようなことがないようにすべ

きです。もはや、それが現実的ではないならば、きちんと法的整備をして、非常勤職員の身分保障を整え、できる限り同一労働同一賃金に近づけていく努力をすべきです。

9月議会の最終日は10月10日です。ぜひ傍聴においでください。